

鳥取県告示第466号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成24年8月15日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年6月26日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人和の輪
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
前村 隆司
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
八頭郡智頭町大字智頭1795-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、利用される障害のある方に対して、その人の思いを尊重しながら、自立支援やサービスを行い、障害のある方を中心とする福祉の研究や事業を行うことにより、地域との連携、まちづくりの推進を図り、社会福祉に貢献することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
事業及び役員の定数